

## 議会制度検討委員会における 政務調査費の検討結果報告について

### 1 検討経過

- 平成12年6月27日 地方自治法の一部改正により、13年4月1日以降の条例による政務調査費の交付に関し、議会制度検討委員会において検討することとした。
- 11月24日 全国市議会議長会が示した「政務調査費の交付に関する標準条例・規則」について、現行の「盛岡市議会会派に対する市行政調査研究費交付要綱・細目」と比較しながら協議を行い、今後検討を要する項目について、次回までに各会派で検討することとした。
- 12月13日 各会派から検討結果の報告があり、条例は議員提案、交付対象は会派とすることとした。
- 12月22日 たたき台として条例(案)及び条例施行規程(案)を示した。
- 平成13年1月16日 交付額、使途基準、交付手続きに係る基準日・提出期限及び第三者機関の意見を除き、おおむね前回示した条例(案)及び条例施行規程(案)を了承した。
- 2月2日 交付額を10万円、使途基準は条例施行規程(案)別表のとおり、交付手続きに係る基準日・提出期限は条例(案)のとおり、及び第三者機関の意見は市長に依頼にすることとした。
- 〃 議長及び委員長が市長に対し、第三者機関からの意見聴取を依頼した。
- 2月13日 第三者機関からの意見を聴く「盛岡市議会政務調査費検討懇話会」が開催され、「当分の間、5万円とする。」との意見を市長に答申した。
- 2月19日 市長から「盛岡市議会政務調査費検討懇話会」の結果について、「当分の間、5万円とする。」という報告があった。
- 2月21日 交付額について再度協議した結果、第三者機関の意見を尊重し、現行のとおり月額5万円とした。

### 2 検討結果

別添「盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例(案)」及び「盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程(案)」のとおり。

## 盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例（案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項及び第13項の規定に基づき、市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### （交付対象）

第2条 政務調査費は、市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

### （交付額）

第3条 政務調査費は、各月1日（議員の任期満了の日の属する月にあつては、その月の15日。以下「基準日」という。）におけるその会派の所属議員の数に月額5万円を乗じて得た額を交付する。

2 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会若しくは除名があつた場合は、当該議員は、前項の所属議員に含まないものとし、基準日において議会の解散があつた場合又は会派が解散した場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

### （交付方法）

第4条 政務調査費は、四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最初の月に当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月の前月までの月数分を交付する。

2 一四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日（議員の任期満了の日の属する月にあつては、当該任期満了の日の翌日からその月の基準日までの間にある日）に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

### （交付申請等）

第5条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務調査費の交付に係る申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務調査費の交付の変更に係る申請書を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であつた者は、市長に対し、議長を経由して会派の解散に係る届出書を提出しなければならない。



(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請又は届出のあった会派について、交付すべき年間の政務調査費の額を決定し、当該会派の代表者又は代表者であった者に政務調査費の交付の決定に係る通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第7条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、市長に対し、各四半期の最初の月の7日（一四半期の途中において議員の任期が満了した場合における任期満了の日の属する月以後の月数分の請求にあっては、別に定める日）までに、政務調査費の交付に係る請求書を提出するものとする。

(交付)

第8条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

(所属議員の数の異動に伴う調整)

第9条 政務調査費の交付を受けた会派が一四半期の途中において所属議員の数の異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員の数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは当該会派に対し当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員の数に基づいて算定した額を上回るときは当該会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が一四半期の途中において解散したときは、当該会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の政務調査費を返還しなければならない。

(使途基準)

第10条 会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第11条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

2 前項の経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を次条第1項の報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(収支報告書)

- 第12条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、当該年度分の政務調査費の収入及び支出に係る報告書を作成し、翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならない。
- 2 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、当該解散した日の翌日から起算して30日以内に前項の報告書を提出しなければならない。
- 3 議長は、前2項の規定により提出された第1項の報告書の写しを市長に送付するものとする。
- 4 議長は、第1項又は第2項の規定により提出された第1項の報告書を第1項又は第2項に規定する提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務調査費の返還)

第13条 市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

## 盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第 号。以下「条例」という。）に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

### （交付申請書等）

第2条 条例第5条第1項の申請書は、政務調査費交付申請書（様式第1号）とする。

2 条例第5条第2項の申請書は、政務調査費交付変更申請書（様式第2号）とする。

3 条例第5条第3項の届出書は、会派解散届（様式第3号）とする。

### （交付決定通知書）

第3条 条例第6条の通知書は、政務調査費交付決定通知書（様式第4号）とする。

### （交付請求書）

第4条 条例第7条の請求書は、政務調査費交付請求書（様式第5号）とする。

### （使途基準）

第5条 条例第10条の使途基準は、別表の左欄に掲げる項目ごとにおおむね同表の右欄に掲げるとおりとする。

### （収支報告書）

第6条 条例第12条第1項の報告書は、政務調査費収支報告書（様式第6号）とする。

### 附 則

この規程は、条例の施行の日（平成13年4月1日）から施行する。



別表（第5条関係）

項目	内 容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙・報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費 (会場費、印刷製本代等)
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員（会派所属議員の3親等以内の親族を除く。）を雇用する経費（長期的雇用を除く。）
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に必要な経費 (事務所の維持管理費、備品等の購入費・リース料等)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に要する経費

政 務 調 査 費 交 付 申 請 書

年 月 日

盛岡市長 様

(盛岡市議会議長経由)

会 派 名

代表者氏名

印

政務調査費の交付を受けたいので、盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 会 派 の 名 称

2 会派結成年月日

3 代 表 者 氏 名

4 経 理 責 任 者

5 所 属 議 員 数

人 ( 年 月 1 日 現 在 )

6 交 付 申 請 額

円

政 務 調 査 費 交 付 変 更 申 請 書

年 月 日

盛岡市長 様  
(盛岡市議会議長経由)

会 派 名  
代表者氏名

印

年 月 日付け盛岡市指令 第 号で交付の決定の通知を受けた政務調査費について、次のとおり異動があったので、盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、申請します。

異 動 内 容

区 分	新	旧	異 動 年 月 日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数	人	人	
交 付 申 請 額	円	円	



会 派 解 散 届

年 月 日

盛岡市長 様

(盛岡市議会議長経由)

会 派 名

代表者氏名

印

会派を解散したので、盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 解散会派の名称

2 会派の解散年月日

様式第4号 政務調査費交付決定通知書（第3条関係）

盛岡市指令 第 号

会 派 名

代表者名

年 月 日付けで申請のあった政務調査費に対し、盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例第3条の規定により、年度交付金 円を交付することに決定したので、同条例第6条の規定により通知します。

年 月 日

盛岡市長



政 務 調 査 費 交 付 請 求 書

年 月 日

盛岡市長 様  
(盛岡市議会議長経由)

会 派 名  
代表者氏名

印

年 月 日付け盛岡市指令 第 号で交付の決定の通知を受けた政務調査費について、年 月から 年 月分までの交付金を次のとおり請求します。

1 請 求 額 円

2 年 月の基準日における所属議員数 人



政 務 調 査 費 収 支 報 告 書

年 月 日

盛岡市議会議長 様

会 派 名  
代表者氏名



盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例第12条第1項（第12条第2項）の規定により、次のとおり 年度の政務調査費の収入及び支出に係る報告をします。

1. 収 入  
政務調査費 \_\_\_\_\_円

2. 支 出

科 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費	円	
調 査 旅 費	円	
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	円	
広 報 費	円	
広 聴 費	円	
人 件 費	円	
事 務 所 費	円	
そ の 他 の 経 費	円	
合 計	円	

備考 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残 余 \_\_\_\_\_円